

1 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援

(1) 消費者の安全・安心の確保

ア 情報を必要とする消費者に確実に届くよう、迅速かつ的確な情報の収集・発信の体制を整備します。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
1	<p>① 国民生活センターと連携して、全国消費生活情報ネットワーク・システム（PIO-NE T）の刷新を円滑に実施します。</p> <p>② PIO-NE Tに関し、相談員の入力負担の軽減や情報分析機能の向上に資するため、国民生活センターと連携して、複雑なキーワードを付与する方式の見直しによる検索の効率化や、新たな技術の導入による入力負担の軽減など抜本的な刷新に取り組みます。</p> <p>③ 国におけるPIO-NE T端末の設置基準に関する検討を踏まえ、国民生活センターと連携して、関係機関にこれを追加配備します。</p>	消費者庁	<p>①実施済み。</p> <p>②最適化計画策定等の作業を進めます。</p> <p>③一部実施済み。引き続き追加配備を実施します。</p>

2	(略)		
3	消費者被害の発生・拡大を防止し、消費生活の安全を確保するための省庁横断的な緊急の対応が必要な場合には、緊急時における国の対応の在り方等に関する要綱に基づき対応します。	消費者庁 関係省庁等	緊急時に速やかに対応します。
4 ～10	(略)		
11	化学製品の危険有害性を表示で分かりやすく情報提供するため、世界的に統一された分類表示ルール（GHS）の利用促進及び普及啓発を図ります。	厚生労働省 経済産業省 環境省 関係省庁等	一部実施済み ^(注11) 。引き続き、関係省庁等において、分類表示ルール（GHS）の利用促

1 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援

(1) 消費者の安全・安心の確保

ア 情報を必要とする消費者に確実に届くよう、迅速かつ的確な情報の収集・発信の体制を整備します。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
1	<p>① 国民生活センターと連携して、全国消費生活情報ネットワーク・システム（PIO-NE T）の刷新を円滑に実施します。</p> <p>② PIO-NE Tに関し、相談員の入力負担の軽減や情報分析機能の向上に資するため、国民生活センターと連携して、複雑なキーワードを付与する方式の見直しによる検索の効率化や、新たな技術の導入による入力負担の軽減など抜本的な刷新に取り組みます。</p> <p>③ 「国の行政機関等におけるPIO-NE T情報の利用指針」での考え方を踏まえ、国民生活センターと連携して、関係機関にPIO-NE Tのためのアカウントを発行します。</p>	消費者庁	<p>①実施済み。</p> <p>②一部実施済み^(注1-1)。引き続き、刷新を進めます。</p> <p>③一部実施済み^(注1-2)。引き続きアカウント発行を実施します。</p>

^(注11) 「全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO-NE T)の業務・システム最適化計画」が国民生活センターにおいて平成28年1月に策定されたため。

^(注12) 経済産業局や公正取引委員会地方事務所等において利用可能となるよう対応。

2	(略)		
3	消費者被害の発生・拡大を防止し、消費生活の安全を確保するための省庁横断的な緊急の対応が必要な場合には、緊急時における国の対応の在り方等に関する要綱に基づき対応します。 緊急事態が生じた場合に備え、平時より緊急時対応訓練を実施します。 以上の取組に当たっては、先般の冷凍食品への薬物購入事案の教訓を踏まえて対応します。	消費者庁 関係省庁等	緊急時に速やかに対応します。 緊急時対応訓練については、原則として毎年度実施します。
4 ～10	(略)		
11	化学製品の危険有害性を表示で分かりやすく情報提供するため、世界的に統一された分類表示ルール（GHS）の利用促進及び普及啓発を図ります。	厚生労働省 経済産業省 環境省 関係省庁等	一部実施済み ^(注11) 。引き続き、関係省庁等において、分類表示ルール（GHS）の利用促

進及び普及啓発を図る等、継続的に実施します。

〔注〕 GHSに基づく化学物質等安全データシート(MSDS)(JIS Z7250)及びラベル表示(JIS Z7251)に係る二つのJISを統合するとともに、最新のGHSと整合させ、平成22年度末に新たなJIS(JIS Z7252)として公示。

イ 情報の分析・原因究明を的確かつ迅速に進めます。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
12 ～ 13-2 -3	(略)		
13-3	医療分野における事故の原因究明及び再発防止の仕組みの在り方について、必要な検討を行います。	厚生労働省 関係省庁等	平成25年5月に、「医療事故に係る調査の仕組み等のあり方に関する検討部会」において制度の基本的なあり方についてとりまとめを行いました。今後、できるだけ早期に制度を開始できるよう法制化の作業などの準備を進めます。
13-4	食品等による窒息事故の再発防止に向けて、食品の物性・形状面での安全性の確保のために必要な措置を講じます。	消費者庁	継続的に実施します。
14 ～19	(略)		

ウ 食の安全・安心を確保するための施策に取り組みます。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
20 ～25	(略)		
21-2	食品と放射能に関する消費者理解の増進を推進します。 消費者庁内に設置された「食品と放射能に関する消費者理解増進チーム」において、放射能に関する消費者の意識調査や生産者を含めた事業者からのヒアリング等により、食品	消費者庁 関係省庁等	継続的に実施します。

進及び普及啓発を図る等、継続的に実施します。

〔注〕 経済産業省はGHS分類ガイダンス、GHS混合物分類判定システム等の各種ツールを作成、公表しています。経済産業省と厚生労働省は、GHSに基づく情報伝達方法に係るJIS(JIS Z7252)を制定しました。また、GHS分類に関するJIS(JIS Z7252)を改訂し、平成26年3月25日に公示しました。

イ 情報の分析・原因究明を的確かつ迅速に進めます。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
12 ～ 13-2 -3	(略)		
13-3	医療分野における事故の原因究明及び再発防止の仕組みの在り方について、必要な検討を行います。	厚生労働省 関係省庁等	実施済み。 (「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」を平成26年2月に国会に提出。)
13-4	食品等による窒息事故の再発防止に向けて、安全性の確保のために必要な措置を講じます。	消費者庁	継続的に実施します。
14 ～19	(略)		

ウ 食の安全・安心を確保するための施策に取り組みます。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
20 ～25	(略)		
21-2	食品中の放射性物質に関する消費者理解の増進を推進します。 消費者庁内に設置された「食品と放射能に関する消費者理解増進チーム」において、消費者意識調査等を踏まえながら、地方公共団体等と連携し、消費者理解の増進に必要な措	消費者庁 関係省庁等	継続的に実施します。

	の風評被害の実態を把握し、その結果を踏まえ、消費者理解の増進に必要な措置を講じ、風評被害の払拭を図ります。		
22 ～25	(略)		
26	食品製造事業者の中小規模層におけるHACCP(注26-1)の導入を促進するため、「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(注26-2)」に基づきHACCP導入やその前段階の衛生・品質管理の基盤となる施設や体制の整備について、長期低利融資により支援します。 また、引き続き低コスト導入手法の構築や現場責任者・指導者養成のための研修と併せて、消費者のHACCPへの理解促進の取組等を支援します。	農林水産省	継続的に実施します。

(注26-1) HACCPとは、原料受入から最終製品までの各工程ごとに、微生物による汚染、金属の混入などの危害を分析(危害要因の分析: Hazard Analysis)した上で、危害の防止につながる特に重要な工程(重要管理点: Critical Control Point)を継続的に監視・記録する工程管理のシステム。HACCP導入以前に比べ、より効果的に問題のある製品の出荷を未然に防ぐことが可能となるとともに、危害要因の追及を容易にすることが可能。

(注26-2) 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法とは、食品製造事業者がHACCPを導入する際の設備、施設の整備に要する費用について、長期低利融資による支援を措置する法律。平成25年6月21日施行の一部改正により、同法の有効期限を平成35年6月30日まで延長するとともに、長期低利融資の対象として、従来のHACCP導入に加え、その前段階の衛生・品質管理の基盤となる施設や体制の整備のみに取り組む場合が追加された。

27	食品のリコール社告について、「消費生活用製品のリコール社告の記載項目及び作成方法」(JIS S 0104:2008)の趣旨を分かりやすく整理した記載例を作成し、社告を出す際の参考とするよう周知します。	農林水産省	継続的に実施します。
----	--	-------	------------

28 ～34	(略)		
-----------	-----	--	--

エ その他、消費者の安全・安心の確保のための施策を着実に実施します。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
35 ～39	(略)		
39-2	美容医療、歯科インプラント等の自由診療について、施術の前に患者に丁寧に説明し、同意を得ることが望ましい内容等につき、周	厚生労働省	前段について、引き続き実施します。 後段について、平成25

	置を講じ、風評被害の防止を図ります。		
20 ～25	(略)		
26	食品製造事業者の中小規模層におけるHACCP(注26-1)の導入を促進するため、「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(注26-2)」に基づきHACCP導入やその前段階の衛生・品質管理の基盤となる施設や体制の整備について、長期低利融資により支援します。 また、引き続き低コスト導入手法の構築や現場責任者・指導者養成のための研修と併せて、消費者のHACCPへの理解促進の取組等を支援します。	農林水産省	継続的に実施します。

(注26-1) HACCPとは、原料受入から最終製品までの各工程ごとに、微生物による汚染、金属の混入などの危害を分析(危害要因の分析: Hazard Analysis)した上で、危害の防止につながる特に重要な工程(重要管理点: Critical Control Point)を継続的に監視・記録する工程管理のシステム。HACCP導入以前に比べ、より効果的に問題のある製品の出荷を未然に防ぐことが可能となるとともに、危害要因の追及を容易にすることが可能。

(注26-2) 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法とは、食品製造事業者がHACCPを導入する際の設備、施設の整備に要する費用について、長期低利融資による支援を措置する法律。平成25年6月21日施行の一部改正により、同法の有効期限を平成35年6月30日まで延長するとともに、長期低利融資の対象として、従来のHACCP導入に加え、その前段階の衛生・品質水準の確保や消費者の信頼確保のための施設や体制の整備のみに取り組む場合が追加された。

27	食品のリコール社告について、「消費生活用製品のリコール社告の記載項目及び作成方法」(JIS S 0104:2008)の趣旨を分かりやすく整理した記載例を作成し、社告を出す際の参考とするよう周知します。	農林水産省	一部実施済み(注27) 記載例の周知は継続的に行います。
----	--	-------	---------------------------------

(注27) 「消費生活用製品のリコール社告の記載項目及び作成方法」(JIS S 0104:2008)の趣旨を分かりやすく整理した記載例を作成し、平成25年4月5日に農林水産省ホームページに掲載するとともに食品事業者団体に対して周知した。

28 ～34	(略)		
-----------	-----	--	--

エ その他、消費者の安全・安心の確保のための施策を着実に実施します。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
35 ～39	(略)		
39-2	美容医療、歯科インプラント等の自由診療について、施術の前に患者に丁寧に説明し、同意を得ることが望ましい内容等につき、周	厚生労働省	実施済み。 (事前説明の内容やその方法を具体的に示し

	知を行います。また、患者に対する事前説明（消費者取引を含む。以下同じ。）及びその同意に係るトラブルの発生状況について、消費者庁と連携するなどして把握するとともに、その結果を踏まえ、事前説明の内容やその方法を具体的に示した指針について検討・策定します。		年度から検討し、26年度に策定します。
新規			
39-3	まつ毛エクステンションの施術に係る安全を確保するため、美容師に必要な教育プログラムや消費者への情報提供の在り方等について検討し、措置を講じます。	厚生労働省	平成25年度中に結論を得て、措置を講じます。

	知を行います。また、患者に対する事前説明（消費者取引を含む。以下同じ。）及びその同意に係るトラブルの発生状況について、消費者庁と連携するなどして把握するとともに、その結果を踏まえ、事前説明の内容やその方法を具体的に示した指針について検討・策定します。		た指針として、「美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントの取扱い等について」（厚生労働省医政局長通知医政発0927第1号）を平成25年9月27日付けで発出したため。
39-2-2	事前説明の内容やその方法を具体的に示した指針である「美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントの取扱い等について」（平成25年9月27日付け厚生労働省医政局長通知医政発0927第1号）を周知徹底するとともに、遵守状況を把握します。	厚生労働省	平成26年度に実施します。
39-3	まつ毛エクステンションの施術に係る安全を確保するため、美容師に必要な教育プログラムや消費者への情報提供の在り方等について検討し、措置を講じます。	厚生労働省	一部実施済み（注39-3）引き続き、実施します。

（注39-3）平成25年6月に教育プログラムを作成するとともに、消費者への健康被害のリスク等に関する情報提供等の取組の徹底について通知（平成25年6月28日付け「まつ毛エクステンションに係る教育プログラムと情報提供等について」）を発出した。

40	(略)		
172	(略)		
173	小規模社会福祉施設等におけるスプリンクラー設備等の設置状況や防火管理状況等の実態を踏まえ、必要な対策を検討します。	総務省（消防庁） 厚生労働省	引き続き検討を行います。

40	(略)		
172	(略)		
173	小規模社会福祉施設等におけるスプリンクラー設備等の設置状況や防火管理状況等の実態を踏まえ、必要な対策を検討します。	総務省（消防庁） 厚生労働省	実施済み。 （小規模社会福祉施設等におけるスプリンクラー設備等の設置状況や防火管理状況等の実態を踏まえた検討の結果、平成25年12月27日に消防法施行令及び消防法施行規則を改正したため。）

(2) 消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保

ア 消費者取引の適正化を図るための施策を着実に推進します。

(2) 消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保

ア 消費者取引の適正化を図るための施策を着実に推進します。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
------	-------	-------	------

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
------	-------	-------	------

41～ 41-2	(略)		
41-3	特定商品等の預託等取引契約に関する法律及びその関連法令について、制度面・運用面の問題点の整理を行い、政省令・通達などで対応可能なものは速やかに対応します。	消費者庁	一部実施済み ^(注43) 引き続き、 <u>所要の改正を進めます。</u>

^(注43) 特定商品等の預託等取引契約に関する法律及びその関連法令について、制度面・運用面の問題点の整理を行い、政省令等で速やかに対応可能なものについて検討し、所要の改正作業を実施したため。

42 ～ 44-2	(略)		
45	改正割賦販売法 ^(注45) を適切に運用し、また関係事業者への遵守を徹底させることにより、クレジット取引等の適切な対応を進めます。また、決済代行や仲介・媒介業者などが関連する消費者トラブルについても、健全なクレジット取引の推進のため、適切な対応を進めます。	経済産業省	継続的に実施します。

^(注45) 高齢者等に対する個別クレジットを利用した訪問販売による被害の深刻化などにかんがみ、訪問販売等を行う加盟店の行為についての調査や消費者の支払能力調査などをクレジット業者に義務づけた（平成20年6月18日改正割賦販売法公布、平成22年12月17日完全施行）。また、信用購入あっせん業者による適切な事業運営を促進するため、「割賦販売法（後払分野）に基づく監督の基本方針」を策定（平成24年10月17日施行）。

46 ～54	(略)		
新規			
55	(略)		
56	リフォーム工事に係るトラブルの原因となる悪質な過剰請求、工事途中の追加請求、過大な工事による過大請求を消費者が事前に回避できるようにするため、消費者からの相談に応じて工事の内容や価格、事業者を確認すべき点等のアドバイスを行います。また、リフォーム工事の請負契約を締結するに際して、書面による契約の徹底、工事の内容や規模に応じ、工事の種別ごとにその経費の内訳を明らかにした見積りの実施及び見積書の交付を促進するための方策を検討します。	国土交通省	前段については、継続的に実施します。 <u>後段については、平成25年度に検討を行います。</u>

41～ 41-2	(略)		
41-3	特定商品等の預託等取引契約に関する法律及びその関連法令について、制度面・運用面の問題点の整理を行い、政省令・通達などで対応可能なものは速やかに対応します。	消費者庁	実施済み。 <u>(特定商品等の預託等取引契約に関する法律の政省令を改正し、施行されたため。)</u>

42 ～ 44-2	(略)		
45	改正割賦販売法 ^(注45) を適切に運用し、また関係事業者への遵守を徹底させることにより、クレジット取引等の適切な対応を進めます。また、決済代行や仲介・媒介業者などが関連する消費者トラブルについても、健全なクレジット取引の推進のため、 <u>法令改正の必要性の検討も含め適切に対応を進めます。</u>	経済産業省	継続的に実施します。

^(注45) 高齢者等に対する個別クレジットを利用した訪問販売による被害の深刻化などにかんがみ、訪問販売等を行う加盟店の行為についての調査や消費者の支払能力調査などをクレジット業者に義務づけた（平成20年6月18日改正割賦販売法公布、平成22年12月17日完全施行）。また、信用購入あっせん業者による適切な事業運営を促進するため、「割賦販売法（後払分野）に基づく監督の基本方針」を策定（平成24年10月17日施行）。

46 ～54	(略)		
54-2	<u>民間賃貸住宅をめぐるトラブルの未然防止のため、「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」及び「賃貸住宅標準契約書」をホームページに掲載等を行い、周知を図るとともに、賃貸住宅の入退去に係る留意点をインターネットテレビにより注意喚起を行います。</u>	国土交通省	継続的に実施します。
55	(略)		
56	リフォーム工事に係るトラブルの原因となる悪質な過剰請求、工事途中の追加請求、過大な工事による過大請求を消費者が事前に回避できるようにするため、消費者からの相談に応じて工事の内容や価格、事業者を確認すべき点等のアドバイスを行います。また、リフォーム工事の請負契約を締結するに際して、書面による契約の徹底、工事の内容や規模に応じ、工事の種別ごとにその経費の内訳を明らかにした見積りの実施及び見積書の交付を促進するための方策を検討します。	国土交通省	前段については、継続的に実施します。 <u>後段については、一部実施済み^(注56)であり、引き続き検討します。</u>

^(注56) 見積書の交付を促進し、リフォーム工事等において見積書が手元にないことによる契約後のトラブルを防止するため、建設

57 ～59	(略)		
60	未公開株、社債、ファンド取引等を利用した高齢者などを狙った詐欺的商法による新たな消費者被害の事案について、情報集約から取締りまでを一貫して、かつ迅速に行う体制のもと、取締りを強化します。また、高齢者に被害が集中していることを踏まえ、多様なチャンネルを通じた注意喚起・普及啓発を強化します。さらに、被害の防止・回復の迅速化等に向けた制度の運用・整備の在り方についても検討を行います。 特に、無登録業者や無届募集者等による違法な勧誘行為について、国民に対する情報提供と注意喚起を一層充実させます。悪質な業者に対しては文書による警告を行うほか、関係行政機関の間で情報交換・意見交換を行うことにより、被害の未然防止及び拡大防止を図ります。	消費者庁 警察庁 金融庁	一部実施済み ^(注60) 。継続的に実施・引き続き検討します。

^(注60) ①金融商品取引法上の無登録業者が非上場の株券等の売付け等を行った場合にその売買契約を原則として無効とするルールの創設等を盛り込んだ改正金融商品取引法が施行(罰則引上げは平成23年6月、その他の項目は同年11月施行)。②適格機関投資家等特例業務に係る問題に対応すべく法令改正及び監督指針改正を実施(平成24年4月施行)。

60-2 ～ 60-3	(略)		
新規			
61	(略)		
62	無登録業者等による未公開株の販売等やファンド業者による資金の流用等の詐欺的な事案が見られるところ、関係機関と連携し、裁	金融庁	引き続き実施します。

業者が注文者から求められた場合の見積書の「提示義務」を「交付義務」とすること等を内容とする「建設業法等の一部を改正する法律」が平成26年5月29日に成立。

57 ～59	(略)		
60	未公開株、社債、ファンド取引等を利用した高齢者などを狙った詐欺的商法による新たな消費者被害の事案について、情報集約から取締りまでを一貫して、かつ迅速に行う体制のもと、取締りを強化します。また、高齢者に被害が集中していることを踏まえ、多様なチャンネルを通じた注意喚起・普及啓発を強化します。さらに、被害の防止・回復の迅速化等に向けた制度の運用・整備の在り方についても検討を行います。 特に、無登録業者や無届募集者等による違法な勧誘行為について、国民に対する情報提供と注意喚起を一層充実させます。悪質な業者に対しては文書による警告を行うほか、関係行政機関の間で情報交換・意見交換を行うことにより、被害の未然防止及び拡大防止を図ります。	消費者庁 警察庁 金融庁 厚生労働省	一部実施済み ^(注60) 。継続的に実施・引き続き検討します。

^(注60) ①金融商品取引法上の無登録業者が非上場の株券等の売付け等を行った場合にその売買契約を原則として無効とするルールの創設等を盛り込んだ改正金融商品取引法が施行(罰則引上げは平成23年6月、その他の項目は同年11月施行)。②適格機関投資家等特例業務に係る問題に対応すべく法令改正及び監督指針改正を実施(平成24年4月施行)。③消費者に重大な財産被害を生じさせた事業者に対する行政措置の導入等を内容とする消費者安全法の改正を実施(平成25年4月施行)。④問題となったファンド業者(第二種金融商品取引業者及び適格機関投資家等特例業務届出者)の事案も踏まえ、金融商品取引法施行令の改正を行い、ファンド業者が契約の締結等に当たって虚偽告知を行った場合を、罰則調査の対象に追加(平成28年1月24日公布・同月27日施行)。

60-2 ～ 61	(略)		
60-4	<u>適格機関投資家等特例業務及び投資型クラウドファンディングについて、金融商品取引法の政令・内閣府令の整備を行うに当たっては、投資家保護のための適切な措置を講じます。</u>	金融庁	<u>適格期間投資家等特例業務については、平成26年度中に措置を講じます。</u> <u>投資型クラウドファンディングについては、平成26年度から27年度前半にかけて検討し、措置を講じます。</u>
61	(略)		
62	無登録業者等による未公開株の販売等やファンド業者による資金の流用等の詐欺的な事案が見られるところ、関係機関と連携し、裁	金融庁	引き続き実施します。

	判所への <u>差止命令</u> の申立てに係る調査権限等 を行使し、金融商品取引法違反行為等が認め られた場合には、投資者保護上の必要に応じ て、禁止命令等の申立てや無登録業者等の名 称・代表者名・法令違反行為等の公表を行 います。		
63 ～67	(略)		
67-2	公共料金等の決定過程の透明性、消費者参 画の機会及び料金の適正性の確保を保つ観点 から、以下の施策について検討し、取り組み ます。 ① 所管省庁における公共料金等に係る情報 公開の実施状況についてフォローアップ ② 公共料金等の決定過程で開催される公聴 会や審議会における消費者参画の実質的な 確保 ③ 据え置きが続いている公共料金等を含め 料金の妥当性を継続的に検証する具体的方 法の検討と実施	消費者庁 消費者委員 会 各協良料金 等所管省庁	一部実施済み ^(注67-2) 。 引き続き、公共料金等 の決定過程の透明性を 確保するため、継続的 に実施します。

^(注67-2) 公共料金等における情報公開等の現状を把握し、また、今後の取組みの方向性を検討するため、書面調査や消費
者委員会に設置された公共料金等専門調査会(座長:古城 誠 上智大学法学部教授)による各省庁ヒアリングを実施した
ため。

68 ～ 174	(略)		
----------------	-----	--	--

イ 表示・規格・計量の適正化を図るための施策を着実に推進します。

施策 番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
69 ・ 73 ～75	(略)		
76	消費者庁による「健康食品の表示に関する 検討会」の論点整理及び消費者委員会による 「『健康食品』の表示等の在り方に関する建 議」を踏まえ、食品表示に関する景品表示法 と健康増進法の一元的な法執行を推進すると ともに、いわゆる健康食品に関する「留意事 項(法解釈の指針)」を取りまとめ、その周 知徹底により表示・広告の適正化を図りま す。また、特定保健用食品の審査基準の明確	消費者庁	施策を一部実施済み ^(注76) 。 引き続き検討します。

	判所への <u>禁止命令等</u> の申立てに係る調査権限 等を行行使し、金融商品取引法違反行為等が認 められた場合には、投資者保護上の必要に応じ て、禁止命令等の申立てや無登録業者等の名 称・代表者名・法令違反行為等の公表を行 います。		
63 ～67	(略)		
67-2	公共料金等の決定過程の透明性、消費者参 画の機会及び料金の適正性の確保を保つ観点 から、以下の施策について検討し、取り組み ます。 ① 所管省庁における公共料金等に係る情報 公開の実施状況についてフォローアップ ② 公共料金等の決定過程で開催される公聴 会や審議会における消費者参画の実質的な 確保 ③ 据え置きが続いている公共料金等を含め 料金の妥当性を継続的に検証する具体的方 法の検討と実施	消費者庁 消費者委員 会 各協良料金 等所管省庁	一部実施済み ^(注67-2) 。 引き続き、公共料金等 の決定過程の透明性を 確保するため、継続的 に実施します。

^(注67-2) 公共料金等における情報公開等の現状を把握し、また、今後の取組みの方向性を検討するため、書面調査や消費
者委員会に設置された公共料金等専門調査会(座長:古城 誠 上智大学法学部教授)による各省庁ヒアリングを実施し
たため。

68 ～ 174	(略)		
----------------	-----	--	--

イ 表示・規格・計量の適正化を図るための施策を着実に推進します。

施策 番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
69 ・ 73 ～75	(略)		
76	消費者庁による「健康食品の表示に関する 検討会」の論点整理及び消費者委員会による 「『健康食品』の表示等の在り方に関する建 議」を踏まえ、食品表示に関する景品表示法 と健康増進法の一元的な法執行を推進すると ともに、いわゆる健康食品に関する「留意事 項(法解釈の指針)」を取りまとめ、その周 知徹底により表示・広告の適正化を図りま す。また、特定保健用食品の審査基準の明確	消費者庁	施策を一部実施済み ^(注76) 。 引き続き検討します。

化や栄養機能食品の対象成分の拡充の検討等、所要の措置を講じます。

(注70) 平成25年7月1日付で消費者庁表示対策課に食品表示対策室を設置予定。

76-2 ～81	(略)		
82	住宅性能表示制度の普及を推進するとともに、消費者のニーズに対応するため、今後の評価技術の進歩及び普及状況を見定めつつ、評価方法の充実を図ります。	消費者庁 国土交通省	継続的に実施します。

83 ～ 86-2	(略)		
-----------------	-----	--	--

(3) 消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実

ア 消費者教育を体系的・総合的に推進します。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
87	消費者庁のリーダーシップのもと、関係省庁、学識経験者、消費者団体、教育関係者等をメンバーとする「消費者教育推進会議」を開催し、これまでに蓄積された研究・実践の成果を生かして小学生から大学生、そして成人に至るまでの各ライフステージに応じた消費者教育を、様々な主体が連携して体系的に進める体制を確立します。推進会議において取りまとめた「消費者教育推進のための課題と方向」を踏まえ、消費者庁、文部科学省及び関係省庁による消費者教育の充実を図ります。 また、消費者教育に関する法制の整備について検討を行います。	消費者庁 文部科学省 関係省庁等	<u>一部実施済み。</u> <u>「消費者教育推進のための課題と方向」を踏まえた関係省庁による消費者教育の充実は、継続的に実施します。</u>
87-2	消費者教育の推進に関する基本的な方針案について、消費者教育推進会議などから意見を聴き、基本方針を策定します。その基本方針に基づき、引き続き、消費者教育推進会議を開催し、消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進を検討します。	消費者庁 文部科学省 関係省庁等	継続的に実施します。

化や栄養機能食品の対象成分の拡充の検討等、所要の措置を講じます。

(注70) 平成25年7月1日付で消費者庁表示対策課に食品表示対策室を設置された。

76-2 ～81	(略)		
82	住宅性能表示制度の普及を推進するとともに、消費者のニーズに対応するため、今後の評価技術の進歩及び普及状況を見定めつつ、評価方法の充実を図ります。	消費者庁 国土交通省	継続的に実施します。 <u>「規制改革の方針(仮称)」^(注81)で定められた時期を踏まえ、検討します。</u>

(注81) 規制改革会議において、規制改革の方針(「家庭用品品質表示法の国際整合化」(指定品目及び表示内容の見直し等)を含む。)を取りまとめ、平成28年6月●日に閣議決定された。

83 ～ 86-2	(略)		
-----------------	-----	--	--

(3) 消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実

ア 消費者教育を体系的・総合的に推進します。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
87	消費者庁のリーダーシップのもと、関係省庁、学識経験者、消費者団体、教育関係者等をメンバーとする「消費者教育推進会議」を開催し、これまでに蓄積された研究・実践の成果を生かして小学生から大学生、そして成人に至るまでの各ライフステージに応じた消費者教育を、様々な主体が連携して体系的に進める体制を確立します。推進会議において取りまとめた「消費者教育推進のための課題と方向」を踏まえ、消費者庁、文部科学省及び関係省庁による消費者教育の充実を図ります。 また、消費者教育に関する法制の整備について検討を行います。	消費者庁 文部科学省 関係省庁等	<u>実施済み。</u> <u>(消費者教育推進会議が取りまとめた「消費者教育推進のための課題と方向」は、「消費者教育の推進に関する法律」第9条に基づく、「消費者教育の推進に関する基本的な方針」(平成25年6月28日閣議決定)に反映され、引き続き現在の消費者教育推進会議において課題を検討しているため(施策番号87-2参照)。</u>
87-2	消費者教育の推進に関する基本的な方針案について、消費者教育推進会議などから意見を聴き、基本方針を策定します。その基本方針に基づき、引き続き、消費者教育推進会議を開催し、消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進を検討します。	消費者庁 文部科学省 関係省庁等	<u>一部実施済み^(注87-2)。</u> <u>基本方針に基づき、引き続き、消費者教育推進会議を開催し、消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進を</u>

88 ～92	(略)
175	(略)

イ 学校における消費者教育を推進・支援します。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
93	(略)		
94	新学習指導要領の内容を反映した副読本や教材などの作成、担当省庁、国民生活センター、金融広報中央委員会が有する情報や知識を活用した教育・啓発事業及び教員の指導力向上を目指したセミナーの開催等については、文部科学省や教育委員会と連携を図るとともに、外部の専門家などの協力も得ながら、学校における消費者教育に対する支援を行います。	消費者庁 金融庁 総務省 法務省 関係省庁等	一部実施済み ^(注94) 。 継続的に実施します。

^(注94) 平成22年度、平成23年度、平成24年度に担当省庁等において教材等を作成。

95	(略)
----	-----

ウ 地域における消費者教育を推進・支援します。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
96	(略)		
97	教育関係者、消費者団体・NPO、企業・事業者団体等の多様な主体の参画・連携による消費者教育のための連携の場を創設するとともに、連携の際の役割分担や取組手法について検討し、その成果を全国的に情報提供します。	消費者庁 文部科学省	一部実施済み ^(注97) 。 継続的に実施します。

^(注97) 関係省庁や多様な主体の連携による消費者教育推進のためのイベントを開催^(神戸、東京)。

討します。

^(注97-2) 「消費者教育の推進に関する基本的な方針」を平成25年6月28日閣議決定。また、平成25年12月から、同基本方針別紙の「今後検討すべき課題」について、消費者教育推進会議に置かれた3つの小委員会（消費者市民育成小委員会、情報利用促進小委員会、地域連携推進小委員会）で検討を開始。

88 ～92	(略)
175	(略)

イ 学校における消費者教育を推進・支援します。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
93	(略)		
94	新学習指導要領の内容を反映した副読本や教材などの作成、担当省庁、国民生活センター、金融広報中央委員会が有する情報や知識を活用した教育・啓発事業及び教員の指導力向上を目指したセミナーの開催等については、文部科学省や教育委員会と連携を図るとともに、外部の専門家などの協力も得ながら、学校における消費者教育に対する支援を行います。	消費者庁 金融庁 総務省 法務省 関係省庁等	一部実施済み ^(注94) 。 継続的に実施します。

^(注94) 平成22年度、平成23年度、平成24年度、平成25年度に担当省庁等において教材等を作成。

95	(略)
----	-----

ウ 地域における消費者教育を推進・支援します。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
96	(略)		
97	教育関係者、消費者団体・NPO、企業・事業者団体等の多様な主体の参画・連携による消費者教育のための連携の場を創設するとともに、連携の際の役割分担や取組手法について検討し、その成果を全国的に情報提供します。	消費者庁 文部科学省	一部実施済み ^(注97) 。 継続的に実施します。

^(注97) 関係省庁や多様な主体の連携による消費者教育推進のためのイベントを開催^(札幌、名古屋、千葉)。

98 (略)

エ 消費者に対する普及啓発・情報提供に努めます。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
99 ～ 107	(略)		
176	(略)		

(4) 消費者の意見の消費者政策への反映と透明性の確保

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
108 ～ 109	(略)		

(5) 消費者の被害等の救済と消費者の苦情処理・紛争解決の促進

ア 消費者被害の救済のための制度の創設に向け検討を行います。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
110	加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をはく奪し、被害者を救済するための制度について、いわゆる父権訴訟、適格消費者団体による損害賠償等団体訴訟制度、課徴金制度の活用を含めた幅広い検討を加え、消費者委員会の意見を聞きながら、必要な措置を講じます。	消費者庁 法務省	一部実施済み(注110-1)(注110-2)。 <u>国会提出中の消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案について、成立後円滑な施行に向けて必要な準備を行うとともに、制度の周知・広報に取り組みます。財産の隠匿・散逸防止策及び行政による経済的不利益賦課制度について、「消費者の財産被</u>

98 (略)

エ 消費者に対する普及啓発・情報提供に努めます。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
99 ～ 107	(略)		
176	(略)		

(4) 消費者の意見の消費者政策への反映と透明性の確保

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
108 ～ 109	(略)		

(5) 消費者の被害等の救済と消費者の苦情処理・紛争解決の促進

ア 消費者被害の救済のための制度の創設に向け検討を行います。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
110	加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をはく奪し、被害者を救済するための制度について、いわゆる父権訴訟、適格消費者団体による損害賠償等団体訴訟制度、課徴金制度の活用を含めた幅広い検討を加え、消費者委員会の意見を聞きながら、必要な措置を講じます。	消費者庁	一部実施済み(注110-1)(注110-2)。 <u>消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律について、特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等について附則に基づく検討を行うなど円滑な施行に向けた必要な準備を行うとともに、制度の周知・広報に取り組みます。</u> 景品表示法への課徴金

害に係る行政手法研究会」で取りまとめられた報告書を踏まえ、更に検討します。

制度の導入に向けて、消費者委員会の答申を踏まえ、事業者の経済活動への影響に配慮しつつ、不当表示を実効的に抑止する観点から、対象行為（不実証広告規制に係る表示の取扱いを含む。）や主観的要素の在り方などの賦課要件や算定方法等について制度設計を行います。その際、消費者の被害回復の観点も含めて検討することとし、速やかに法案を国会に提出します。

〔注1101〕平成24年8月29日、重大な財産被害を生じさせた事業者に対する行政措置の導入や消費者被害の発生・拡大防止に資する情報の関係機関への提供等を内容とする「消費者安全法の一部を改正する法律」が成立（平成24年9月5日公布、平成25年4月1日完全施行）。

〔注1102〕平成25年4月19日、「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案」を国会に提出済み。

〔注1101〕平成24年8月29日、重大な財産被害を生じさせた事業者に対する行政措置の導入や消費者被害の発生・拡大防止に資する情報の関係機関への提供等を内容とする「消費者安全法の一部を改正する法律」が成立（平成24年9月5日公布、平成25年4月1日完全施行）。

〔注1102〕平成25年12月4日、「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」が成立（平成25年12月11日公布（平成25年法律第96号）、公布の日から3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。）。

111	(略)		
112	自殺は、多重債務等の社会的要因も含む様々な要因が複雑に関係して引き起こされるものです。そのため、見直し後の「自殺総合対策大綱」に基づき、国、地方公共団体、民間団体で連携して、相談窓口の充実等、総合的な対策の一層の強化を図ります。	内閣府	継続的に実施します。

111	(略)		
112	自殺は、多重債務等の社会的要因も含む様々な要因が複雑に関係して引き起こされるものです。そのため、「自殺総合対策大綱」(平成24年8月28日閣議決定)に基づき、国、地方公共団体、民間団体で連携して、相談窓口の充実等、総合的な対策の一層の強化を図ります。	内閣府	継続的に実施します。

イ 裁判外紛争処理手続（ADR）を行う関係機関等と連携し、消費者の苦情を適切かつ迅速に処理するとともに、紛争解決を着実に実施します。

イ 裁判外紛争処理手続（ADR）を行う関係機関等と連携し、消費者の苦情を適切かつ迅速に処理するとともに、紛争解決を着実に実施します。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
113 ～ 120	(略)		

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
113 ～ 120	(略)		

2 地方公共団体、消費者団体等との連携・協働と消費者政策の実効性の確保・向上

2 地方公共団体、消費者団体等との連携・協働と消費者政策の実効性の確保・向上

(1) 地方公共団体への支援・連携

「地方消費者行政の充実・強化のための指針」を取りまとめ、これに基づく施策を施す等、引き続き、地方消費者行政の充実・強化に取り組みます。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
121 ・ 122	<p>① 地方消費者行政活性化・消費生活相談体制の強化について、「地方消費者行政の充実・強化のための指針」に基づく施策を推進し、引き続き地方消費者行政の充実・強化に取り組みます。</p> <p>② 地方消費者行政推進本部において、知事や市町村長のリーダーシップの下で進められる取組を支援するとともに、研修の充実などを通じた担当職員の一層の専門性の向上などに取り組みます。</p> <p>③ 「東日本大震災」で被害を受けた地方公共団体のバックアップに取り組みます。</p> <p>④ 消費生活センターの法制上の位置付けや適正な配置、相談員の配置や処遇などの望ましい姿や、地方との役割分担等を踏まえた国による人材面、ノウハウ面、情報面、財政面などの支援、連携、協働の在り方について、地域住民の意思に基づく充実強化が図られるよう、地方分権改革の理念を踏まえ、地方消費者行政・消費生活相談体制の実態調査や消費者委員会における審議結果なども参考とし、全般的に検討を行います。</p> <p>⑤ 平成26年度以降においても地方消費者行政における地方公共団体の積極的な取組を下支えする支援の在り方を検討するとともに、財源の確保に向けて検討を行います。</p> <p>⑥ <u>基金等の活用期間に関する一般準則による地方公共団体への支援の方針を明示するとともに、基金等により整備した消費者行政体制の維持・充実のための方策についての中長期的な観点からの検討及びその結果に基づく所要の対応を行います。</u></p>	消費者庁 関係省庁等	<p>① 継続的に実施します。</p> <p>②及び③：引き続き実施します。</p> <p>④及び⑤：引き続き検討します。</p> <p>⑥継続的に実施します。</p>
122	消費生活相談員の資格の法的位置付けの明	消費者庁	平成26年の通常国会へ

(1) 地方公共団体への支援・連携

「地方消費者行政の充実・強化のための指針」を取りまとめ、これに基づく施策を施す等、引き続き、地方消費者行政の充実・強化に取り組みます。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
121 ・ 122	<p>① 地方消費者行政活性化・消費生活相談体制の強化について、「地方消費者行政の充実・強化のための指針」に基づく施策を推進し、引き続き地方消費者行政の充実・強化に取り組みます。</p> <p>② 地方消費者行政推進本部において、知事や市町村長のリーダーシップの下で進められる取組を支援するとともに、研修の充実などを通じた担当職員の一層の専門性の向上などに取り組みます。</p> <p>③ 「東日本大震災」で被害を受けた地方公共団体のバックアップに取り組みます。</p> <p>④ 消費生活センターの法制上の位置付けや適正な配置、相談員の配置や処遇などの望ましい姿や、地方との役割分担等を踏まえた国による人材面、ノウハウ面、情報面、財政面などの支援、連携、協働の在り方について、地域住民の意思に基づく充実強化が図られるよう、地方分権改革の理念を踏まえ、地方消費者行政・消費生活相談体制の実態調査や消費者委員会における審議結果なども参考とし、全般的に検討を行います。</p> <p>⑤ 平成26年度以降においても地方消費者行政における地方公共団体の積極的な取組を下支えする支援の在り方を検討するとともに、財源の確保に向けて検討を行います。</p> <p>⑥ <u>地方消費者行政活性化交付金の当初予算化及び基金の活用期間の延長を措置したことを踏まえ、中長期的な検討を実施するため、「地方消費者行政強化作戦」を定め、計画的・安定的な取組の中で、質の高い相談・救済を受けられる地域体制の全国的な整備に取り組むとともに、人員・予算の確保に向けた地方の自主的な取組を支援します。</u></p>	消費者庁 関係省庁等	<p>① 継続的に実施します。</p> <p>②及び③：引き続き実施します。</p> <p>④実施済み (「消費者の安全・安心確保のための『地域体制の在り方』に関する意見交換会」を開催し、報告書を取りまとめたため。)</p> <p>⑤引き続き検討します。</p> <p>⑥継続的に実施します。</p>
122	消費生活相談員の資格の法的位置付けの明	消費者庁	一部実施済み(注122-2)。

-2	確化について検討を行い、相談員について全国的に一定の水準を確保し、消費生活相談業務の一層の質の向上と体制の整備を図ります。	の提出を念頭に、消費生活相談員資格の法的位置付けの明確化等の具体化に向けて必要な事項について検討を行います。
----	---	--

-2	確化について検討を行い、相談員について全国的に一定の水準を確保し、消費生活相談業務の一層の質の向上と体制の整備を図ります。	引き続き、改正消費者安全法の施行に向けて、消費生活相談員の任用要件に係る資格試験等の詳細な制度設計等の必要な事項について検討します。
----	---	--

〔注122〕消費生活相談員の職及び任用要件の法律への位置付け等を内容とする消費者安全法の一部改正を含む、「不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第71号)が成立し、平成28年6月13日に公布された。

123	(略)
~	
126	

123	(略)
~	
126	

(2) 消費者団体等との連携

消費者団体等と連携し、それらの活動の促進を図ります。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
127	適格消費者団体による差止請求関係業務の遂行に必要な資金の確保、情報面における支援措置その他の適格消費者団体に対する支援の在り方について見直しを行い、必要な措置を講じます。	消費者庁	一部実施済み〔注127〕。考えられる支援の在り方について、引き続き検討します。

〔注127〕平成24・25年度予算として、適格消費者団体の活動や制度等に関する周知を行うための経費を計上。さらに、平成25年度予算においては、「地方消費者行政活性化基金」の仕組みを活用した「国と地方とのコラボレーションによる先駆的プログラム」のメニューの一つとして適格消費者団体設立の促進を図ることとしている。

(2) 消費者団体等との連携

消費者団体等と連携し、それらの活動の促進を図ります。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
127	適格消費者団体による差止請求関係業務及び特定適格消費者団体による被害回復業務の適正な遂行に必要な資金の確保、情報の提供その他の適格消費者団体及び特定適格消費者団体に対する支援の在り方について見直しを行い、必要な措置を講じます。	消費者庁	一部実施済み〔注127〕。適格消費者団体及び特定適格消費者団体に対する考えられる支援の在り方について、引き続き検討します。

〔注127〕平成24・25・26年度予算として、適格消費者団体の活動や制度等に関する周知を行うための経費を計上。さらに、平成25・26年度予算においては、「地方消費者行政活性化基金」の仕組みを活用した「国と地方とのコラボレーションによる先駆的プログラム」のメニューの一つとして適格消費者団体設立の促進を図ることとしている。

128	(略)
~	
129	

128	(略)
~	
129	

(3) 事業者や事業者団体による自主的な取組の促進

事業者団体等と連携し、事業者による適正な事業活動を支援します。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
130	(略)		
~			
132			

(3) 事業者や事業者団体による自主的な取組の促進

事業者団体等と連携し、事業者による適正な事業活動を支援します。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
130	(略)		
~			
132			

(4) 行政組織体制の充実・強化

消費者政策に関する行政組織の整備と行政運営の改善を図ります。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
133	(略)		
134	消費者庁へ移管・共管となった各法律の執行状況の点検・評価を行います。また、消費者の利益及び擁護の増進に関する法律についての消費者庁の関与の在り方、消費者行政に係る体制の更なる整備等について検討を行い、必要な措置を講じます。	消費者庁	平成25年度においても引き続き点検・評価を実施します。結果を踏まえ必要な措置を講じます。
135 ～ 139	(略)		

3 経済社会の発展への対応

(1) 環境に配慮した消費行動と事業活動の推進

環境に配慮した消費行動と事業活動を着実に推進します。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
140	低炭素社会の構築に向けた国民運動の中で、オフィスや家庭などにおけるCO2削減に向けた具体的な行動を提案し、その行動の実践を広く国民の皆様呼び掛けていきます。	環境省 関係省庁等	継続的に実施します。
141 ～ 143	(略)		
144	ウェブマガジン「リ・スタイル (Re-Style) ^(注144) 」を定期的に発行し、ごみを減らし、資源をできるだけ有効に活用するために日常生活においてできることなどについて分かりやすく情報提供することにより、3Rに係る普及啓発を図ります。	環境省	継続的に実施します。

^(注144) 「リ・スタイル (Re-Style)」とは国民一人一人への3Rに関する身近な取組の普及啓発のため、環境省が発行しているウェブマガジンである。循環型社会形成推進基本計画(平成20年3月閣議決定)においては、取組指標の目標(約90%の人たちが廃棄物の減量化や循環利用等の意識を持ち、約50%の人たちがこれらについて具体的に行動するようになる。)が設定されているが、「リ・スタイル (Re-Style)」はその目標に貢献する一施策である。

145 ～ 151	(略)		
-----------------	-----	--	--

(4) 行政組織体制の充実・強化

消費者政策に関する行政組織の整備と行政運営の改善を図ります。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
133	(略)		
134	消費者庁へ移管・共管となった各法律の執行状況の点検・評価を行います。また、消費者の利益及び擁護の増進に関する法律についての消費者庁の関与の在り方、消費者行政に係る体制の更なる整備等について検討を行い、必要な措置を講じます。	消費者庁	平成26年度においても引き続き点検・評価を実施します。結果を踏まえ必要な措置を講じます。
135 ～ 139	(略)		

3 経済社会の発展への対応

(1) 環境に配慮した消費行動と事業活動の推進

環境に配慮した消費行動と事業活動を着実に推進します。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
140	低炭素社会の構築に向けた気候変動キャンペーンの中で、オフィスや家庭などにおけるCO2削減に向けた具体的な行動を提案し、その行動の実践を広く国民の皆様呼び掛けていきます。	環境省 関係省庁等	継続的に実施します。
141 ～ 143	(略)		
144	ウェブサイト「リ・スタイル (Re-Style) ^(注144) 」を定期的に発行し、ごみを減らし、資源をできるだけ有効に活用するために日常生活においてできることなどについて分かりやすく情報提供することにより、3Rに係る普及啓発を図ります。	環境省	継続的に実施します。

^(注144) 「リ・スタイル (Re-Style)」とは国民一人一人への3Rに関する身近な取組の普及啓発のため、環境省が発行しているウェブサイトである。循環型社会形成推進基本計画(平成25年5月閣議決定)においては、取組指標の目標(約90%の人たちが廃棄物の減量化や循環利用等の意識を持ち、約50%の人たちがこれらについて具体的に行動するようになる。)が設定されているが、「リ・スタイル (Re-Style)」はその目標に貢献する一施策である。

145 ～ 151	(略)		
-----------------	-----	--	--

152	環境ラベルなど事業者等の自己宣言による環境情報の提供に関し、その方法や内容等望ましい在り方について検討するとともに、環境表示ガイドラインを適宜改訂します。 なお、「グリーン購入法適合」と表示される環境ラベルも多くあることから、特定調達品目に関する情報についても提供できるよう、環境表示ガイドラインの改訂に際し留意します。	環境省	継続的に実施します。
-----	---	-----	------------

152	環境ラベルなど事業者等の自己宣言による環境情報の提供に関し、その方法や内容等望ましい在り方について検討するとともに、環境表示ガイドラインを適宜改訂します。	環境省	継続的に実施します。
-----	---	-----	------------

(2) 高度情報通信社会の進展への的確な対応

高度情報通信社会の進展に係る施策についての的確に対応します。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
153 ～	(略)		
153 -2 ・ 171	インターネットをはじめとする高度情報通信技術を活用した国内外の事業者との取引に関する消費者問題に関し、被害の抑止及び救済の実効性の確保など消費者の安全・安心の確保に向けた施策について、以下の事項を中心に実施します。 ① 決裁代行業者の名称、連絡先などの分かりやすい表示の仕組みの整備 ② インターネット取引に係る事業者が守るべき表示の留意事項の提示 ③ 広告表示に対するネット上の監視活動の強化 ④ 越境取引に関する消費者トラブルの解決に向けた各国消費者相談窓口間のネットワークの構築 ⑤ 関係事業者、消費者団体等の参加する「インターネット消費者取引連絡会」の運営 ⑥ 二国間会議、国際連合国際商取引委員会(UNCITRAL)の作業部会も活用した越境電子商取引のトラブル解決の在り方について検討	消費者庁 総務省 経済産業省	①実施済み(注153-2①)。 今後の制度の在り方について継続的に検討します。 ②実施済み(注153-2②)。 「留意事項」の周知を継続的に実施します。 ③、⑤、⑥：継続的に実施します。 ④実施済み(注153-2④)。 今後のネットワークの構築の在り方について継続的に検討します。

(2) 高度情報通信社会の進展への的確な対応

高度情報通信社会の進展に係る施策についての的確に対応します。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
153 ～	(略)		
153 -2 ・ 171	インターネットをはじめとする高度情報通信技術を活用した国内外の事業者との取引に関する消費者問題に関し、被害の抑止及び救済の実効性の確保など消費者の安全・安心の確保に向けた施策について、以下の事項を中心に実施します。 ① 決裁代行業者の名称、連絡先などの分かりやすい表示の仕組みの整備 ② インターネット取引に係る事業者が守るべき表示の留意事項の提示 ③ 広告表示に対するネット上の監視活動の強化 ④ 越境取引に関する消費者トラブルの解決に向けた各国消費者相談窓口間のネットワークの構築 ⑤ 関係事業者、消費者団体等の参加する「インターネット消費者取引連絡会」の運営 ⑥ 二国間会議、国際連合国際商取引委員会(UNCITRAL)の作業部会も活用した越境電子商取引のトラブル解決の在り方について検討	消費者庁 総務省 経済産業省	①実施済み(注153-2①)。 今後、制度の見直しについて検討します。 ②実施済み(注153-2②)。 「留意事項」の周知を継続的に実施します。 ③、⑤、⑥：継続的に実施します。 ④実施済み(注153-2④)。 今後のネットワークの構築の在り方について継続的に検討します。

(注153-2①) 決裁代行業者制度の運用を開始。

(注153-2②) 「インターネット消費者取引に係る広告表示に関する景品表示法上の問題点及び留意事項」を公表。

(注153-2④) 消費者庁越境消費者センター(CCCJ)を開設。

(注153-2①) 決裁代行業者制度の運用を開始。

(注153-2②) 「インターネット消費者取引に係る広告表示に関する景品表示法上の問題点及び留意事項」を公表。

(注153-2④) 消費者庁越境消費者センター(CCCJ)を開設。

153 -3	平成24年9月に作成した医療機関ホームページガイドラインについて、国民・患者・関	厚生労働省	平成25年度に検討し、26年度に実施します。
-----------	--	-------	------------------------

153 -3	平成24年9月に作成した医療機関ホームページガイドラインについて、国民・患者・関	厚生労働省	実施済み。 (美容医療機関等のホ
-----------	--	-------	---------------------

	係団体等への周知徹底を行い、関係団体等による自主的な取組を促すとともに、ガイドラインの遵守状況の検証・評価を実施し、一定の改善が見られない場合には、美容医療機関等のホームページの表示を適正化するための、法規制を含めた必要な措置を検討・実施します。				係団体等への周知徹底を行い、関係団体等による自主的な取組を促すとともに、ガイドラインの遵守状況の検証・評価を実施し、一定の改善が見られない場合には、美容医療機関等のホームページの表示を適正化するための、法規制を含めた必要な措置を検討・実施します。		ホームページの表示を適正化するための措置として、「 <u>「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（医療広告ガイドライン）」の改正について</u> 」（厚生労働省医政局長通知医政発0927第4号を平成25年9月27日付けで発出したため。）
新規						厚生労働省	平成26年度に実施します。
153 -3-2					美容医療機関等のホームページの表示を適正化するために発出した「 <u>「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（医療広告ガイドライン）」の改正について</u> 」（平成25年9月27日付け厚生労働省医政局長通知医政発0927第4号）を周知徹底するとともに、遵守状況を把握します。		
154 ～ 165	(略)				(略)		
166	<u>個人情報保護法については、消費者委員会における法改正も視野に入れた問題点についての審議を踏まえ検討します。</u>	消費者庁 関係省庁等	審議の結果を踏まえ検討に着手します。		<u>個人情報保護法については、「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」（平成25年12月20日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）を踏まえた制度の見直しを行います。</u>	内閣官房 消費者庁 関係省庁等	平成27年通常国会への法案提出を目指し検討します。
167	(略)				(略)		
177	① 情報通信技術の進展を踏まえ、プライバシー保護等に配慮したパーソナルデータ（個人に関する情報）のネットワーク上での利用・流通を促進します。 ② 急速に普及が進むスマートフォンにおける利用者情報の取扱いについて、「 <u>スマートフォン プライバシー イニシアティブ</u> 」（平成24年8月）を踏まえ、利用者に分かりやすい形で説明するなどの方法により、プライバシー保護等に配慮した安心安全な利用環境の確保に向けた取組を推進しま	内閣官房 総務省 経済産業省 消費者庁 関係省庁等	① <u>「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会」報告書（平成25年6月公表）を踏まえ、実施します。</u> ② <u>利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会「スマートフォン時代の安心安全</u>		① 情報通信技術の進展を踏まえ、プライバシー保護等に配慮したパーソナルデータ（個人に関する情報）のネットワーク上での利用・流通を促進します。 ② 急速に普及が進むスマートフォンにおける利用者情報の取扱いについて、「 <u>スマートフォン プライバシー イニシアティブ</u> 」（SPI）（平成24年8月公表）及びSPIⅡ（平成25年9月公表）、並びにこれら提言に係る諸課題を検討する場での議論を踏まえ、利用者に分かりやすい形で説明す	内閣官房 総務省 経済産業省 消費者庁 関係省庁等	① <u>実施済み。（プライバシー保護等に留意しつつ利活用の促進を図るために有用となる匿名化技術に関する調査研究として、実施し終えたため。）</u> ② <u>SPI及びSPIⅡ、並びにタスクフォースの議論を踏まえ、継続的に実施し</u>

<p>す。</p> <p>③ <u>パーソナルデータの利活用に当たって、事業者に求められる「利用規約等の分かり易い表示」等の消費者との信頼関係を構築するための取組についての普及を推進します。</u></p> <p>④ <u>オープンデータやビッグデータの利活用を推進するためのデータ利活用環境整備を行うため、IT総合戦略本部の下に、新たな検討組織を速やかに設置し、データの活用と個人情報及びプライバシー保護との両立に配慮したデータ利活用ルールの策定等を年内できるだけ早期に進めるとともに、監視・監督、苦情・紛争処理機能を有する第三者機関の設置を含む、新たな法的措置も視野に入れた制度見直し方針を年内に策定します。</u></p>	<p>な利用環境の在り方に関するWG」における検討（平成25年7月を目途に取りまとめを行う予定）も踏まえつつ、継続して実施します。</p> <p>③ <u>IT融合フォーラム・パーソナルデータワーキンググループにおける報告書（平成25年5月公表）を踏まえ、平成25年度から実施します。</u></p> <p>④ <u>IT総合戦略本部の下に、新たな検討組織を設置して検討を開始し、新たな法的措置も視野に入れた制度見直し方針を年内に策定し、制度見直し方針に基づく各施策を関係省庁等が実施します。</u></p>	<p>るなどの方法により、プライバシー保護等に配慮した安心安全な利用環境の確保に向けた取組を推進します。</p> <p>③ <u>消費者に信頼されるパーソナルデータ利活用ビジネスの促進に向け、「パーソナルデータ利活用ビジネスの促進に向けた、消費者向け情報提供・説明の充実のための「評価基準」と「事前相談評価のあり方について」（平成26年3月公表）に示した、消費者への情報提供・説明を充実させるための「評価基準」の普及、活用の促進に取り組みます。</u></p> <p>④ <u>オープンデータやビッグデータの利活用を推進するためのデータ利活用環境整備を行うため、IT総合戦略本部の下に、新たな検討組織を速やかに設置し、データの活用と個人情報及びプライバシー保護との両立に配慮したデータ利活用ルールの策定等を年内できるだけ早期に進めるとともに、監視・監督、苦情・紛争処理機能を有する第三者機関の設置を含む、新たな法的措置も視野に入れた制度見直し方針を年内に策定します。</u></p> <p>⑤ <u>「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」に基づき、制度の見直しを行います。</u></p>	<p>ます。</p> <p>③ <u>「評価基準」の普及、活用の促進のための取組を、平成26年4月から実施します。</u></p> <p>④ <u>実施済み。（平成25年12月、IT総合戦略本部において「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」を決定したため。）</u></p> <p>⑤ <u>平成26年6月までに法改正の内容を大綱として取りまとめ、平成27年通常国会に関連法案の提出を目指します。</u></p>
<p>新規</p>		<p>178</p> <p><u>なりすましECサイト^(注179)等による被害の発生及び拡大を防止するために必要な対策を検討・実施します。</u></p>	<p>内閣官房 警察庁 消費者庁 総務省 経済産業省</p> <p>継続的に実施します。</p>

^(注179) 正規のEC（電子商取引）サイトの商号やデザイン、商品写真等を無断でコピーしたサイトを作り、代金支払後も購入者の商品を送らなったり、偽ブランド品を送付したりするサイト。

(3) 国際化の進展への対応

国際化の進展に的確に対応します。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
168 ～ 170	(略)		

(3) 国際化の進展への対応

国際化の進展に的確に対応します。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
168 ～ 170	(略)		